

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会情報公開規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本会情報 本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されているもの

(2) 本会情報の開示 本会がこの規則の定めるところにより本会情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(解釈及び運用)

第3条 本会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、本会情報の開示を求める者の意思を十分に尊重するものとする。この場合において、本会は、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

(本会情報の開示を申出できる者)

第4条 何人も、本会に対し、本会情報の開示を申出することができる。

(開示申出の方法)

第5条 前条の規定による本会情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した情報開示申出書（様式第1号）を本会に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 本会情報の名称その他の開示申出に係る本会情報を特定するために必要な事項

(3) その他本会が定める事項

(本会情報の開示)

第6条 本会は、開示申出があつたときは、開示申出に係る本会情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、当該本会情報を

開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 本会、国又は地方公共団体が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（本会情報の部分開示）

第7条 本会は、開示申出に係る本会情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本会情報の存否に関する情報）

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る本会情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本会は、当該本会情報の

存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する回答)

第9条 本会は、第5条の申出があったときは、情報開示回答書(様式第2号)により回答しなければならない。

(開示回答の期限)

第10条 前条の回答(以下「開示回答」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、本会は、開示申出者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を情報開示回答期間延長通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(第三者の意見聴取)

第11条 開示申出に係る本会情報に本会及び開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、本会は、開示回答をするに当たって、当該第三者の意見を聴くことができる。

(本会情報の開示の実施)

第12条 本会情報の開示の実施は、次の各号に掲げる本会情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による本会情報の開示にあつては、本会は、当該本会情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) フィルム 閲覧、視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案した方法

(費用負担)

第13条 本会情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この規則の定めにより本会情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担するものとし、その額は、別表のとおりとする。

(検索資料の作成等)

第14条 本会は、本会情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第15条 本会は、本会情報の開示を行うとともに、情報提供(本会の事業に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう提供することをいう。)により、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第16条 この規則は、他の規則等の規定により、本会情報の開示の手続が定められている場合における当該本会情報の開示については、適用しない。

(委 任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適 用)

2 この規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本会が作成し、又は取得した本会情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規則は、解散前の社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会から承継された本会情報（次項及び第5項においてこれらを「承継本会情報」という。）については、適用しない。

(施行日前の本会情報及び承継本会情報の任意的開示)

4 本会は、施行日前に職員が職務上作成し、又は取得した本会情報または承継本会情報の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 第13条の規定は、前項の規定による承継本会情報等の開示について準用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(ケア公社の統合に伴う適用)

2 この規則は、解散前の財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社（以下「ケア公社」という。）から承継された本会情報（次項及び第4項においてこれらを「承継本会情報」という。）については、適用しない。

(承継本会情報の任意的開示)

3 本会は、前項における承継本会情報の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第13条の規定は、前項の規定による承継本会情報等の開示について準用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第 13 条関係）

協会情報の種類	写しの作成の方法		写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円
	複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写する場合）		実費相当額
マイクロフィルム	用紙への印刷による写しの作成	白黒	1枚につき10円
写真フィルム	印画紙への印画による写しの作成		実費相当額
スライド	印画紙への印画による写しの作成		実費相当額
映画フィルム	ビデオカセットテープへの複写による写しの作成		実費相当額
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による写しの作成		1巻につき120円
	録音ディスクへの複写による写しの作成		1枚につき150円
	ビデオカセットテープへの複写による写しの作成		1巻につき200円
	用紙への出力による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円
	用紙への出力による写しの作成（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に出力する場合）		実費相当額
	フレキシブルディスクカートリッジへの複写による写しの作成		1枚につき50円
	光ディスク（容量700メガバイトのもの）への複写による写しの作成		1枚につき60円
光ディスク（容量4.7ギガバイトのもの）への複写による写しの作成		1枚につき100円	

- 1 1枚の用紙の両面に複写、印刷又は出力した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。
- 2 この表により難い場合の費用の額は、当該本会情報の写しの作成に要する費用の実費に相当する額とする。